

旭市監査委員告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表
します。

平成29年4月27日

旭市監査委員	木	村	哲	三
旭市監査委員	平	野	哲	也
旭市監査委員	林		俊	介

監査の結果に対する措置状況について

監査の種類：平成 28 年度財政援助団体等監査

措置を講じた部署	社会福祉法人旭市社会福祉協議会及び社会福祉課
監査結果提出日	平成 28 年 11 月 15 日
措置通知日	平成 29 年 3 月 31 日（社会福祉課） 平成 29 年 4 月 5 日（社会福祉法人旭市社会福祉協議会）
監査結果の内容（指摘・要望事項）	措置の内容
(1) 補助金（社会福祉課） 事務手続きに遅延が見られたため、旭市補助金等交付規則に則り適正に行われたい。 (2) 指定管理料 （旭市社会福祉協議会） （社会福祉課） 基本協定書にある保険について加入していない事例が見受けられた。協定書等に基づく適正な指定管理業務の実施に努め、適切な措置を講じられたい。 なお、指定管理業務その他全契約についても再確認を実施されたい。	(1) 補助金（社会福祉課） 団体との連携を図りながら、遅延がないように速やかに事務処理を行います。 (2) 指定管理料 （旭市社会福祉協議会） 基本協定書の第 28 条第 2 項について平成 29 年度より変更協定を結び、旭市社会福祉協議会において施設賠償責任保険に加入いたします。 指定管理業務その他全契約については、再度確認済みです。 （社会福祉課） 基本協定の内容を見直し、変更協定を締結します。今後は協定書等に基づき適正に実施します。 また、その他の契約についても再確認を実施していきます。